

議案第105号

春日部市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

春日部市職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

平成19年11月26日提出

春日部市長 石 川 良 三

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、趣旨の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

春日部市職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第40号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、<u>第7条</u>、<u>第8条</u>並びに<u>第19条</u>第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第8条 育児休業法<u>第19条</u>第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、<u>第6条の2</u>、<u>第7条</u>並びに<u>第9条</u>第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第8条 育児休業法<u>第9条</u>第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。